

## 第 1 1 回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年5月28日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 惠

12番 新 井 功 仁 惠

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

## 5 議 事

- |         |         |                                    |
|---------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1   |         | 総会成立報告                             |
| 日程第 2   |         | 開会                                 |
| 日程第 3   |         | 議事録署名委員の指名                         |
| 日程第 4   |         | 会期の決定                              |
| 日程第 5   |         | 会務報告                               |
| 日程第 6   | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について      |
| 日程第 7   | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について    |
| 日程第 8   | 報告第 3 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について           |
| 日程第 9   | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について             |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について             |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                  |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 号 | 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 号 | 平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について     |
| 日程第 1 4 |         | 次回総会日程（予定）について                     |

事務局 長

第11回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

町内でも草の伸びが一番遅いといわれております姉別、厚陽地区におきましても牛が放牧され、草の伸びは前年より早いのかなというふうに思っておりますけれども、本日は第11回総会ということで、大変忙しい中を御出席いただき誠にありがとうございます。また、今月は現地調査等が多く実施されたということで、携わった委員の方々につきましては大変御苦労さまです。

先日、浜中町農協の通常総会が開催されました。3年続いて生乳生産が10万トンを超え、乳代につきましても初めて100億円を超えたという報告がされました。今後も我々農業委員会としては、農地の有効利用や担い手の集積等を引き続き進めていき、浜中町酪農進展の一助となるよう、さらなる委員会活動に努めていきたいと思っております。

さて、来月12日ですけれども、恒例になりました年金協議会主催のパークゴルフ大会が、第三のパークゴルフ場で開催されます。参加者につきましても、毎年30人から35人くらいの方が参加されておりますけれども、委員の皆様方の参加が今ひとつ少ないように思います。なんとか都合をつけていただき、多数の参加に期待したいと思います。

それでは早速会議に入らせていただきますが、今回は報告3件、付議案件5件と大変多く提案しておりますので、スムーズな審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番村越委員、8番阿部委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第 3 条第 1 項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本案は、1 件の届出でございますが、整理番号 1 の届出人は、釧路市星が浦北〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書 3 ページ及び議案関係資料 1 ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

本案は、4月27日開催の第10回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が〇〇〇〇〇の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第3号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項の規定では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約、または賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」とされており、第2号では、「合意による解約が、土地を引き渡すこととなる期限前、6ヶ月以内前に成立した合意で、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項において、「合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、整理番号1は、羨古丹〇〇番地、〇〇〇〇氏が、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に農地法第3条により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は羨古丹〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇m<sup>2</sup>、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとな

っておりましたが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

なお、今回解約した土地につきましては、このあとの議案第1号で提案しておりますが、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が新たに賃貸借する旨の届出を受けております。土地の詳細につきましては、議案書8ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

今回の解約は、〇〇〇〇氏が〇月〇日付けで設立した〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇との新たな賃貸借契約により、一旦解約の手続をするものですが、土地の詳細につきましては、議案書10ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第3号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びそ  
の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、  
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を  
設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を  
受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転2件、賃貸借による権利の設定5件、使用貸  
借による権利の設定2件、合計9件の許可申請でございますが、整理番号1は、  
釧路市星が浦北〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇  
〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買に  
よる権利の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、釧路町北都〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、  
面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番  
地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号3は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、  
面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、  
〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4は、同じく〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡









議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されており、同条第2項及び第3項において、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされており。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに〇〇〇〇と〇〇〇〇〇を建設しようとするもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用するものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員、新井委員、橋場委員により〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明しますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第18条第2項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」と規定されております。

本案は、農地保有合理化事業による売渡1件、賃貸借権の設定3件、利用権の移転1件、合計5件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を移転する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、対象地につきましては茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2の利用権を設定する者は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地につきましては茶内西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。



うとするものでございます。

次に整理番号3の利用権を設定する者は、同じく〇〇 〇氏、対象地につきましては茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇 〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4の利用権を設定する者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇 〇〇氏、対象地につきましては茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号5の所有権を有する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、借受人である、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇氏の会社法人設立に伴い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第12 議案第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、日程第13 議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので一括して議題とします。提

案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標とその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の内容を決定し、6月30日までに市町村のホームページ等を活用しインターネットで公表することとされております。

今回御提案した議案第4号につきましては、昨年3月の第35回総会で決定した平成29年度の活動計画について、その点検と評価を行うものですが、この結果を基に、議案第5号において平成30年度の活動計画を定めていくこととなります。

内容といたしましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」などについて、活動の点検・評価を行い、次の活動計画を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、6月29日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月29日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月29日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第11回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 村越 敏春

浜中町農業委員会

8番 阿部 栄子

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (所有権移転)

売主	○ ○ ○ ○	買主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	買主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	買主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	買主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	



## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号2 (所有権移転)

売主	〇 〇 〇 〇 〇	買主	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	買主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	買主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	買主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号3 (賃借権設定)

貸主	〇 〇 〇 〇 〇	借主	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号4 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○ ○	借主	○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号5 (使用貸借権設定)

貸主	〇 〇 〇 〇 〇	借主	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号6 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

# 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号7 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号8 (使用貸借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	篠原委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年 5月21日

第11回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号9 (賃借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	篠原委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	



## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号5 (利用権移転)

移転を受ける者	○○○○ ○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	